

機構における新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況

当機構は、新型コロナウイルス感染症の拡大による業務の継続及び機構内外への感染防止並びに職員の安全確保ため、下記の対応を実施している。

1 感染状況に応じた業務体制

- ◆ 2月19日 勤務日は早番・中番・遅番の「時差通勤」を実施する。
- ◆ 3月23日 通常の事業継続が困難な状況に陥った場合の緊急対応計画を策定する。
 - (1) 関係各所への連絡体制
 - (2) 医療機関へのホームページでの広報周知
 - (3) 相談電話の連絡先の対応(留守電による連絡先お知らせ対応)
 - (4) 在宅勤務者のIT環境の確認、情報管理ルールの方策
 - (5) 在宅勤務者の健康管理と報告体制
- ◆ 4月6日から在宅勤務4割とする勤務体制の実施
- ◆ 4月13日からファイル共有クラウドサービスを利用した在宅勤務での使用により週1回程度の勤務体制(8割減)を実施する。
- ◆ 4月18日から休日出勤の併用により、1日の勤務者数の低減を図る。
- ◆ 5月14日・21日に一部地域において宣言が解除されたことから当該地域事所(宮城、愛知、大阪、岡山、福岡)においては、原則、週3日の出勤体制として、時差出勤を励行する。
- ◆ 5月25日に緊急事態解除宣言(全国解除)により、勤務体制を原則4割在宅勤務とする。
- ◆ 6月3日以降の委員会、部会は、Web会議を取り入れて、感染予防対策を徹底の上、開催する。
- ◆ 6月中旬から原則、在宅勤務2割として、時差出勤を奨励する勤務体制を実施する。

◆今後の対応

Web会議の活用による委員会及び部会の開催を考慮しつつ、感染状況に対応した業務体制を、逐次検討する。

2 委員会等の開催延期又は中止

- ・ センター調査に関する課題検討 WG（日程調整中のところ延期）
- ・ 事業運営委員会（3 月 19 日開催を延期）
- ・ 協力学会説明会（3 月 25 日開催を中止）
- ・ 総合調査委員会（3 月 26 日・4 月 22 日・5 月 21 日を中止）
- ・ 再発防止委員会（3 月 2 日・5 月 21 日を中止）
- ・ 支援団体統括者セミナー（日本医師会へ研修を委託）
（2 月 22 日・23 日 東日本開催を中止）、
（3 月 7 日・8 日 西日本開催を中止）
- ・ センター調査に係るアンケート調査実施（延期）
- ・ 個別調査部会・専門分析部会（現況報告で説明・ガント表を参照）

3 その他

2 月 18 日から事務所内の感染予防対策の徹底について、感染対策担当者から職員に職場内の感染予防の指導を行う。

- ・ 手指消毒の励行と手洗いのテクニック（消毒剤の設置）
- ・ マスクの着用義務（マスクの支給）と正しいマスクの使い方
- ・ 職場の清掃と消毒（指定エリアの環境表面の消毒徹底）
- ・ 日常の健康観察及び有症状時の対応